

# ① 入札談合・官製談合防止

## 1 入札談合・官製談合防止の必要性と定義等

### (1) 入札談合・官製談合防止の必要性

#### ア 税金の無駄遣い

入札談合・官製談合が発生すると、事業者同士が競争をしなくなるため、公正かつ自由な競争が行われた場合に比べて、契約価格が高くなります。

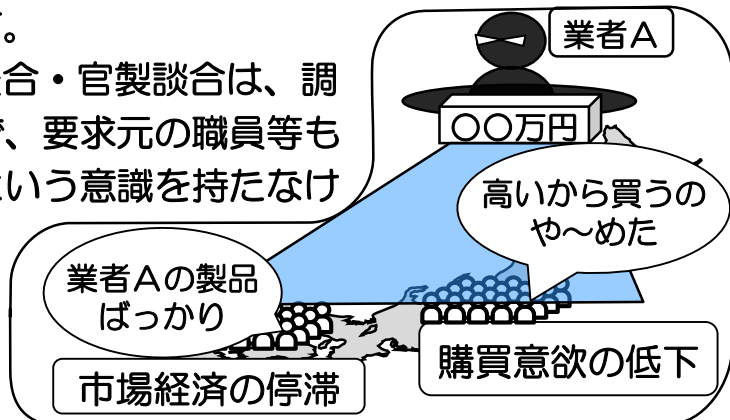
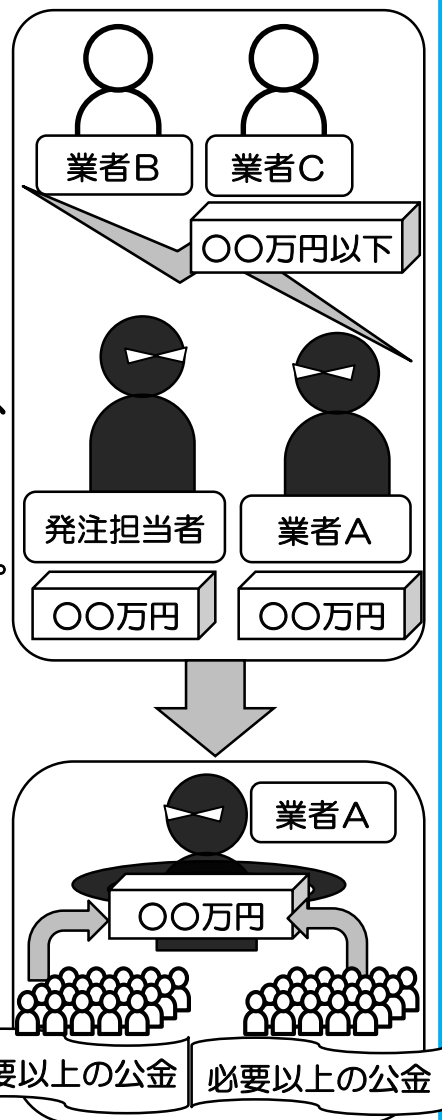
公正取引委員会の資料『入札談合の防止に向けて（平成29年10月版）』によれば、過去に行われた入札談合事件において、平均で約2～15%（入札談合による契約価格の上昇分）の値上げが行われていました。公正かつ自由な競争が行われていれば支出する必要のなかった公金が、それだけ無駄に支出されていたということができ、**入札談合・官製談合の防止は、税金の無駄遣い防止**の観点からも重要です。

入札談合は発注機関の利益を損ない、ひいては納税者である国民の公共の利益を損ねる違法行為です。特に官製談合は、予算の適正な執行を阻害し、国民に対する背信行為に等しいものです。

#### イ 国民経済の発展を阻害

入札談合・官製談合が行われることにより、事業者の公正かつ自由な競争が阻害されるとともに、安くても良いものを供給するという競争に耐えられない非効率な事業者が温存されるなどして、国民経済の発展が阻害されます。

ウ 上記を踏まえ、入札談合・官製談合は、調達等関係職員のみならず、要求元の職員等も含め全職員に関係するという意識を持たなければなりません。



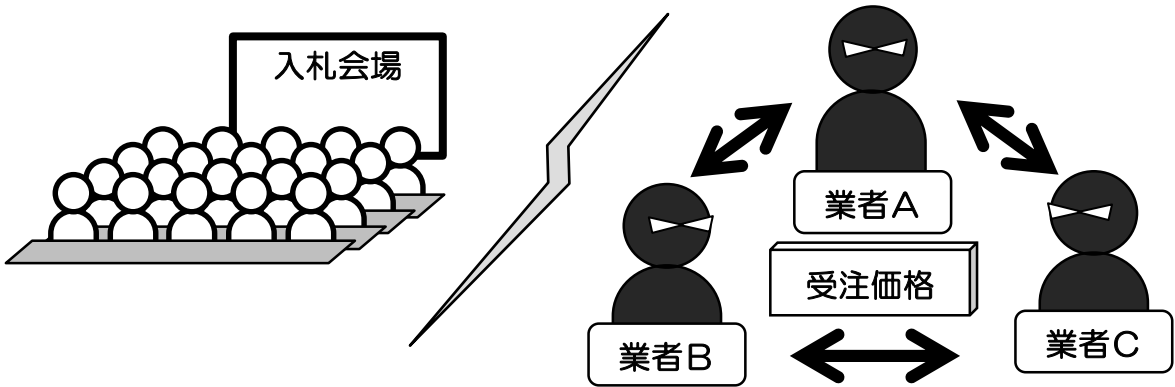
2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

# ① 入札談合・官製談合防止

## (2) 入札談合・官製談合防止に関する定義

### ア 入札談合

一般競争入札や指名競争入札、また随意契約であっても企画競争や見積り合わせのように実質的に競争入札と変わらない形態のものなど、事業者間の公正かつ自由な競争を通じて契約の相手方や契約価格等を決める過程において、競争を回避するため、入札参加者等の間であらかじめ受注予定者や受注価格等を取り決めるなどすることです。

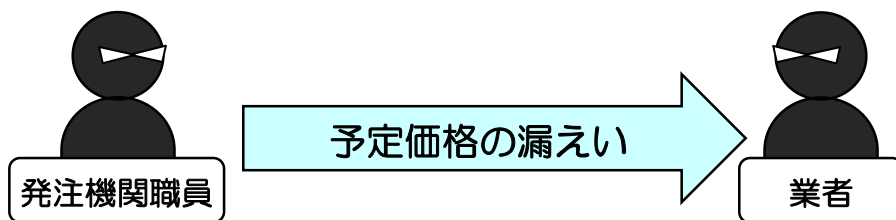


### イ 官製談合

発注機関側の職員が関与した入札談合のことであり、関与の態様としては、受注予定者をあらかじめ指名したり、予定価格を漏えいするなど様々な行為があります（参照「3（4）入札談合等関与行為防止法の仕組みと禁止される行為（官製談合）」（24ページ））。

官製談合を行うということは、本来入札談合の被害者であるはずの発注機関側が入札談合を主導したり、助けたりすることであり、防衛省・自衛隊の信用を著しく失墜させることとなります。

防衛省・自衛隊は巨額の予算を扱うことから、入札談合を防止することはもとより、特に官製談合を防止することが重要です。



2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

# ① 入札談合・官製談合防止

## (3) 関係法令

### ア 刑法（公契約関係競売等妨害）

第96条の6において「公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為」や、「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合すること」を禁止しています。発注機関の職員が事業者に予定価格を漏えいしたり、その他入札談合に関与する行為をした場合、この規定により処罰される場合があります。

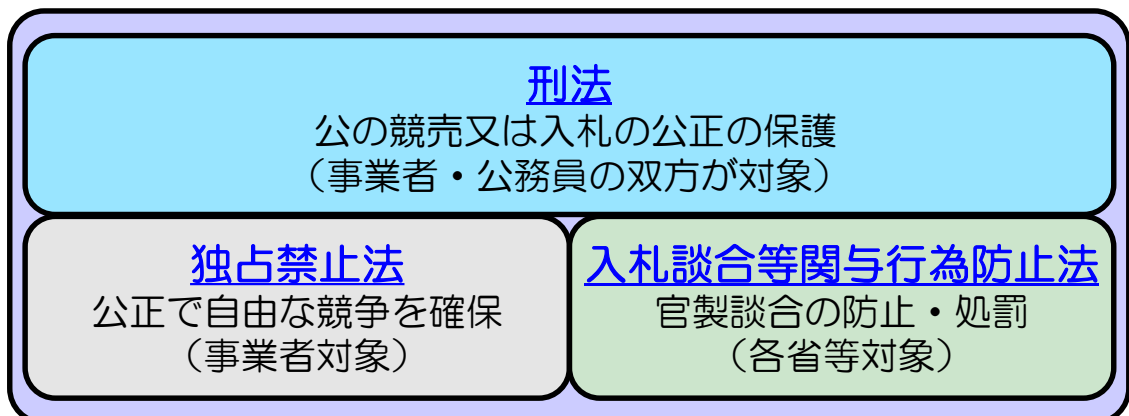
### イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

事業者間の公正かつ自由な競争を促進することで事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、国民経済の発達を促進することを目的とした法律であり、入札談合は「不当な取引制限」として禁止され、違反した事業者には行政処分や刑事処罰が科されます。

### ウ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（入札談合等関与行為防止法）

官製談合に対する批判の高まりを受けて平成14年に制定された法律。公正取引委員会による各省の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、当該行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等当該行為を排除し、及び防止するための措置並びに入札等の公正を害すべき行為についての罰則について定めたものであり、発注機関の職員が知っておくべき重要な法律です。次のページ以降で詳しく説明します。

## 入札談合等における法令の関係



2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

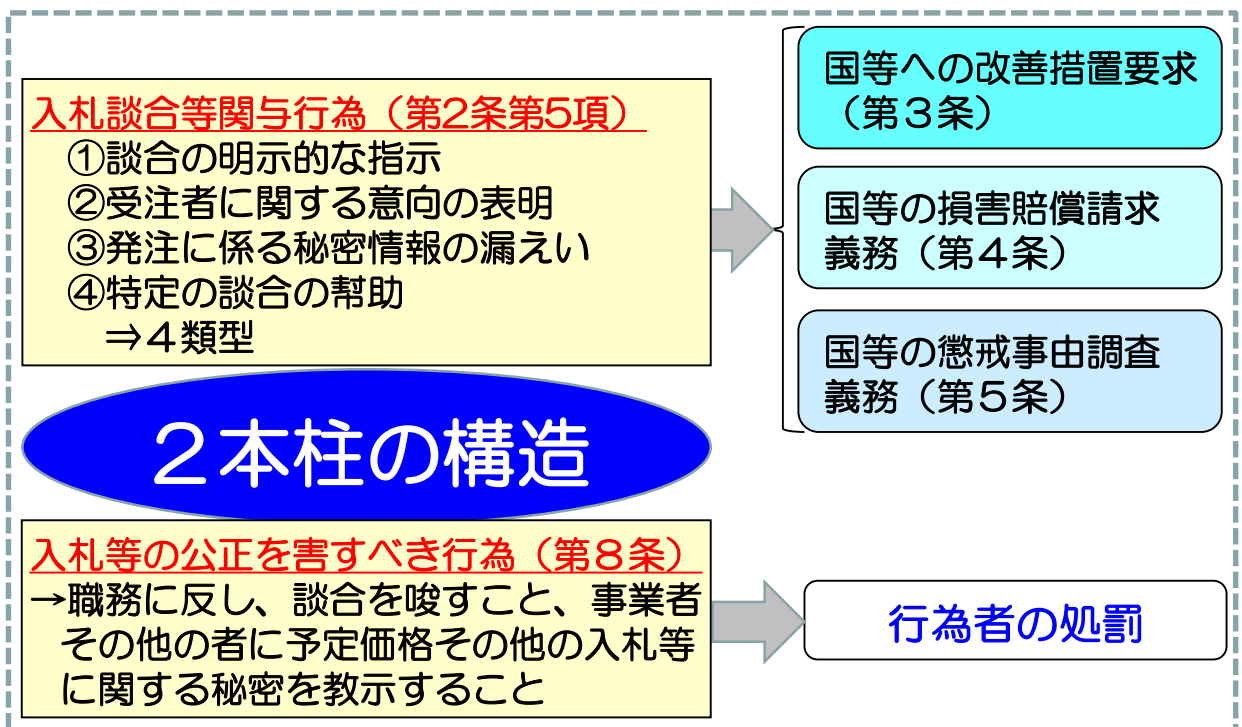
# ① 入札談合・官製談合防止

## (4) 入札談合等関与行為防止法の仕組みと禁止される行為（官製談合）

「入札談合等関与行為」及び「入札等の公正を害すべき行為」の2本柱で、入札談合を規制しています。

### ア 規制の態様

発注機関である国等の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」について、当該行為を排除するための行政上の措置、当該行為を行った職員に対する賠償請求・懲戒事由の調査、関係行政機関の協力規定及び入札等の公正を害した職員に対する処罰について規定しています。



上記①から④の4類型に該当する「入札談合等関与行為」が認められた場合は、公正取引委員会から国等への改善措置要求等が行われます。これとは別に、「入札等の公正を害すべき行為」を行った職員個人に対しては、刑事罰が科されることがあります。

なお、「入札等の公正を害すべき行為」は、行為の態様が上記の4類型に限定されない広い概念であり、職員が、職務に反し、談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことがあれば「職員による入札等の妨害の罪」が成立します。このため、絶対に入札等の公正を害する行為をしないという強い意識が必要であり、官製談合は厳に戒めなければなりません。

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

# ① 入札談合・官製談合防止

## イ 入札談合等関与行為（第2条第5項）

### (ア) 談合の明示的な指示（第1号）

事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

【例】 ・ 事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示すること。

### (イ) 受注者に関する意向の表明（第2号）

契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

【例】 ・ 発注担当職員が受注者を指名あるいは発注担当職員が受注を希望する事業者名を教示すること。

### (ウ) 発注に係る秘密情報の漏えい（第3号）

入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

【例】 ・ 本来公開していない予定価格を漏えいすること。  
・ 本来公開していない指名業者の名称、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等、あるいはその入札を実施することを予定している事務所等の名称等を漏えいすること。

### (エ) 特定の談合の幫助（第4号）

特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

【例】 特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う以下の行為

- ・ 指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする行為
- ・ 事業者の作成した落札予定者に係る割付表を承認し、入札談合を容易にする行為
- ・ 分割発注の実施や発注基準の引下げなど発注方法を変更し、入札談合を容易にする行為

# ① 入札談合・官製談合防止

防衛省・自衛隊の職員が「入札談合等関与行為」を行い、公正取引委員会がその旨認定した場合、公正取引委員会は防衛大臣に対して改善措置を講ずるよう求め、当該求めを受けた防衛大臣は、事実関係を調査し、当該行為を排除するために必要な措置を講じなければなりません。

また、それと同時に、防衛大臣は、当該入札談合等関与行為によって国に生じた損害の有無等、さらには、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分を行うことができるか否かについても必要な調査を行い、当該調査の結果を公表するとともに、職員に対して必要な損害賠償請求や懲戒処分を行います。

防衛省が損害賠償請求を行った事例としては、オフィス家具等の調達に係る談合に関与した職員に対して、総額約1.7億円の損害賠償を請求（談合を行った事業者との連帯債務）（下表参照）したものが挙げられます。（事案の概要については29ページに記載）

## 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案における損害賠償請求

（単位：円）

請求相手	件数	請求額（元本）
事業者6社及び職員等8名（注） （連帯債務）	136	170,454,202

（注） 職員等（元補給処長等）に対しては、それぞれの在職期間中に関与した事務用品の調達についての損害額を上限として請求

2  
不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

# ① 入札談合・官製談合防止

## ウ 入札等の公正を害すべき行為の対象行為（第8条）

「職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。」

### 【「職員」とは】

調達等関係職員だけでなく、全職員が対象です。

### 【「入札等」とは】

国、地方公共団体又は特定法人が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（企画競争及び見積り合わせを含む。）を意味します。

### 【「その他の方法」の例】

特定の者に落札させるように落札予定者を指名する行為、指名競争入札において談合に応じる業者のみを指名する行為、競売関係の書類を偽造して意図した者に受注させようとする行為など。

### 【入札談合等関与行為（第2条第5項）との違い】

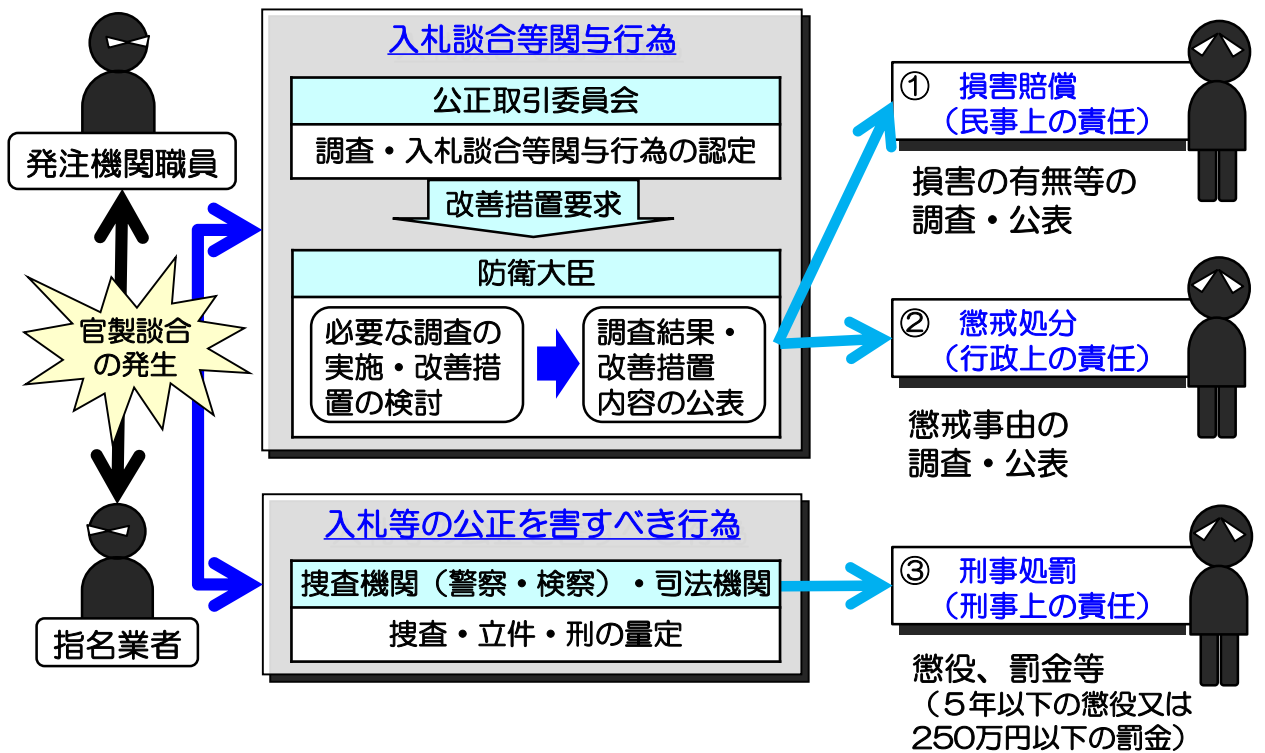
入札等の公正を害すべき行為があれば犯罪が成立し、入札談合等関与行為と違って、①前提として独禁法違反の談合があることは必要なく、②行為類型が4類型（25ページ参照）に制限されているわけでもありません。

# ① 入札談合・官製談合防止

## エ 入札談合等関与行為と入札等の公正を害すべき行為をした際に問われる諸責任

「入札談合等関与行為」と「入札等の公正を害すべき行為」は法律上それぞれ別の条文で規定されていますが、一つの行為が両方の規定に該当する場合もあります（予定価格の漏えい等）。

入札談合に関与することで、民事上の責任（損害賠償）、行政上の責任（懲戒処分）又は刑事上の責任（懲役や罰金）が、それぞれ負わされる可能性があり、入札談合に関与することは、我々職員にとって非常に危険な行為であるといえます。



## オ 他の法律の適用

発注機関の職員が入札談合に関わっている場合には、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等が行われるほか、発注機関職員に対して刑法（第96条の6 公契約関係競売等妨害）、独占禁止法（第89条一 私的独占、不当な取引制限による競争の実質的制限の罪）による刑罰が科される場合があります。

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等



# ① 入札談合・官製談合防止

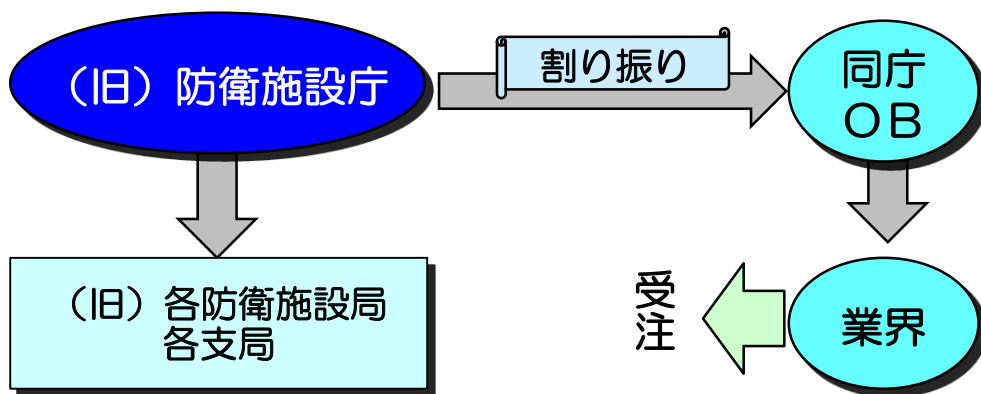
## 2 過去の違反事例

### (1) 官製談合事案

#### 事例1：防衛施設庁における官製談合事案

##### 【概要】

(旧)防衛施設庁において、関係する建設会社に退職者の受入れを求めると同時に、(旧)各防衛施設局発注の各工事をそれら受入会社に割り振り、その割り振りに沿って業界内で談合を実施させ、当該会社にこれを受注させていたという、大規模かつ組織的に敢行された官製談合事案です。



同庁のOB、現役職員計3名が逮捕・起訴され、全員が有罪、うち1名に実刑判決が下されました。

防衛省は、関与した84名の職員について懲戒処分等（免職2名、降任2級1名、停職10名、減給6名、戒告33人、訓戒18名、注意14名）を実施しました。

##### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
<u>職員による受注事業者の割り振り</u>	独占禁止法第2条第6項 (不当な取引制限)
<u>割り振りに沿った談合を教唆</u>	(当時) 刑法第96条の3 (競売等妨害) (現在) 第96条の6 (公契約関係競売等妨害)

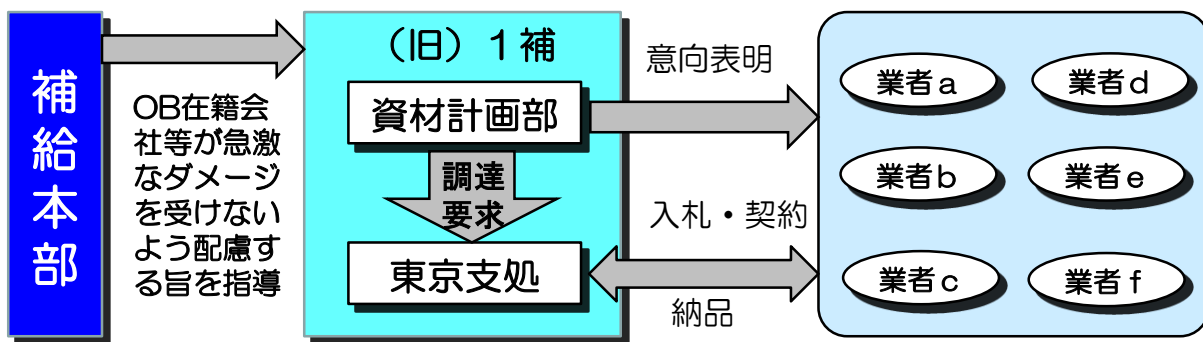
2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

# ① 入札談合・官製談合防止

## 事例2：航空自衛隊第1補給処における官製談合事案

### 【概要】

平成17年度から平成20年度の間、航空自衛隊（旧）第1補給処（1補）において、余剰予算の執行及び航空自衛隊退職者の在籍する事業者への配慮等を背景として、オフィス家具等の契約（311件、総額約76億円）に関して組織的に行った官製談合事案です。



2 不祥事の未然防止に当たりの留意すべき事項等

防衛監察本部による平成20年度定期防衛監察において、1補が発注するオフィス家具等の調達において不自然な入札状況（シェアの固定）が判明、その後、防衛省は、談合情報マニュアルに基づき公正取引委員会に通知し、公正取引委員会は1補に対し立入検査を実施しました。

その結果、公正取引委員会から、業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令、防衛省に対し改善措置要求及び要請がなされました。また、防衛省は業者の指名停止を行いました。

防衛省は、関与した50名の職員に対し懲戒処分等（停職16名、減給3名、戒告3名、訓戒6名、注意22名）を実施しました。

### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
入札前の談合の教唆	入札談合等関与行為防止法第2条第5項（入札談合等関与行為）

# ① 入札談合・官製談合防止

## 事例3：陸上自衛隊新多用途ヘリ（UH-X）開発事業の企業選定事案

### 【概要】

（旧）技術研究本部（技本）に在籍していた陸上自衛官が、陸上自衛隊の新多用途ヘリコプター（UH-X）開発に係る企画競争により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札等の公正を害すべき行為を行った事案です。

平成24年4月頃、防衛省は、平成23年度から行っているUH-X開発事業に関し、その受注過程において、防衛省から流出してはならない文書が特定の企業に手交されている等の不正が行われているとの情報を得ました。

調査の結果、技本に在籍していた陸上自衛官数名が、UH-X開発に係る企画競争において業者gの提案が採用されるよう、平成22年11月から平成23年7月頃までの間、仕様書案、技術提案要求書案及び評価基準書案、さらに企画競争参加予定の業者hが作成した調査書の一部を提供するなどの事実が確認されました。

平成24年12月、陸上自衛官2名が入札談合等関与行為防止法違反の罪で、東京区検察庁により略式命令請求され、翌25年1月、東京簡易裁判所が、当該陸上自衛官2名に対し、入札談合等関与行為防止法違反の罪で、それぞれ罰金100万円を科しました（じ後、当該略式命令が確定）。

防衛省は、関係した9名の職員に対し懲戒処分等（停職4名、戒告2名、訓戒2名、注意1名）を実施しました。



### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
入札等に関する秘密の教唆	入札談合等関与行為防止法第8条 （職員による入札等の妨害）
2人以上共同して犯罪を実行	刑法第60条 （共同正犯）

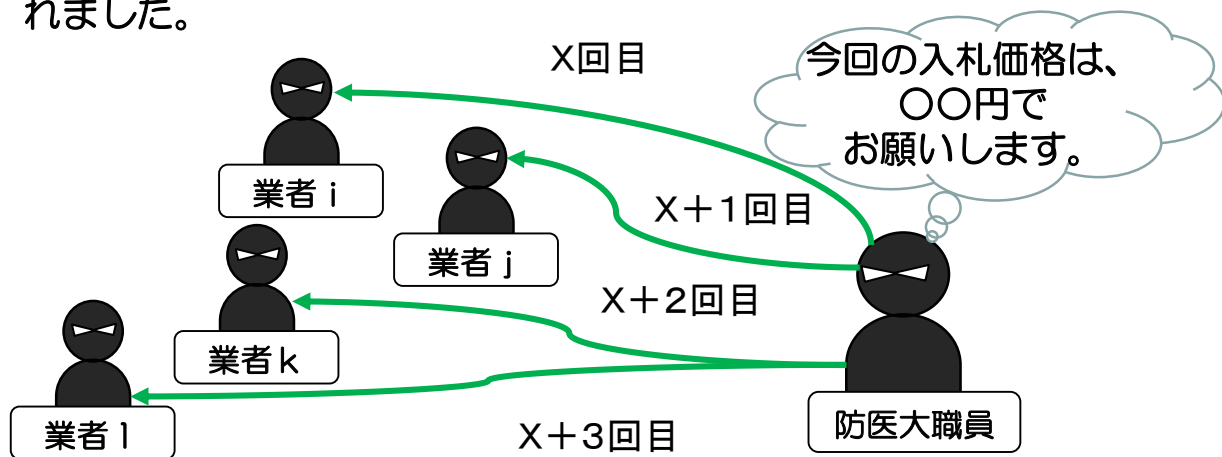
# ① 入札談合・官製談合防止

## 事例4：防衛医科大学校における官製談合事案

### 【概要】

防衛医科大学校に所属していた職員が、平成22年3月～平成23年9月の間、防医大病院が執行する調製粉乳（粉ミルク）の一般競争入札（半年毎の契約、年間約50万円程度の調達）に関し、①入札参加業者4社を順番に落札させようと企て、②特定の入札参加業者が落札するよう事前に決め、③電話連絡などの方法により、入札参加業者に入札価格を教示しました。

職員は、談合罪等で略式起訴となり、調製粉乳業者4社の担当者7人は、起訴猶予として不起訴処分になりました。その後、職員本人は停職、上司の課長は訓戒、班長等が戒告の懲戒処分等を受けました。また、職員及び事業者4社に対し、約33万円の損害賠償及び違約金が請求されました。



### 【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
職員を介して割り振りに沿った談合の実施	(当時) 第96条の3 (競売等妨害)
	(現在) 刑法第96条の6 (公契約関係競売等妨害)
	入札談合等関与行為防止法第2条第5項 (入札談合等関与行為)

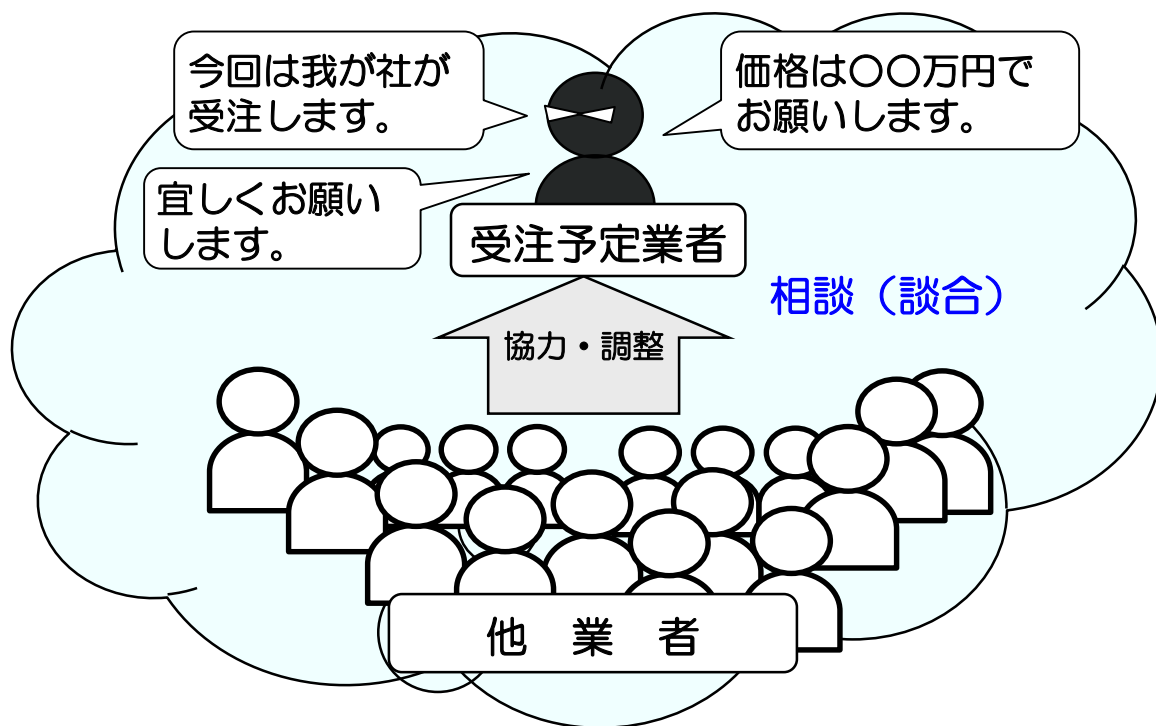
2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

# ① 入札談合・官製談合防止

## (2) その他の談合事案

### 事例：防衛装備庁発注の特定ビニロン製品談合事案

本事案は、特定ビニロン製品の製造販売業者が、(旧) 装備施設本部及び防衛装備庁発注の、ビニロンを素材とする繊維製品について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定業者を決定し、受注予定業者以外の業者は受注予定業者が受注できるように協力していた事案で、公共の利益に反して、防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の取引分野における競争を実質的に制限していた(平成29年3月)。



2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

# ① 入札談合・官製談合防止

## 3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

### (1) 入札談合の代表的なチェック項目

#### ア 日常的なチェック

入札談合を予防するには、落札結果や入札状況に不自然な点がないか日常的にチェックすることが有効です。

#### イ 規則性、不自然さの確認

入札談合は、事業者間で入札前に受注予定者や受注価格を取り決めることですから、落札結果や入札状況にも、そのような取決めの存在が疑われるような規則性や不自然さが表れることがあります。

#### ウ 細部のチェックの必要性

下記に掲げたものは一例ですが、これ以外にも、事業者間で事前に何らかの取決めがなされていなければ起こり得ないような不自然な状況が認められないかといったことについて、チェックすることが重要です。

#### チェック項目（一例）

入札状況や落札結果に規則性や不自然な点が見られないか？

- 落札率（落札価格の予定価格に対する割合）が高い（9割台後半など）。
- 入札参加者がいつも同じ業者で、それぞれの業者が順番に落札している。
- 入札参加者間の年間受注金額の割合が毎年同じ（シェアの固定）。
- 新規参入業者が参加した入札の時だけ落札率が低くなる。
- 複数回の入札で、常に1番札（最も安い価格の札）が同じ業者である。
- 複数回の入札で、入札参加者の入札金額の順位（低い順）が変わらない。
- 1社又は少数の業者を除いて、他の業者が一斉に辞退する。

# ① 入札談合・官製談合防止

## (2) 官製談合の代表的なチェック項目

前ページの入札談合のチェックに加え、官製談合が行われていないかという観点でチェックすることも重要です。

### ア 規則性、不自然さの確認

官製談合が行われている場合、発注者側で事業者の年間受注目標額を設定（割付表を作成）したり、OBの再就職を受け入れている会社の受注量に配慮をしたり、事業者が発注機関の職員に金品を提供するなどしている例があります。

### イ 細部のチェックの必要性

下記に掲げたのは一例ですが、これ以外にも、入札に関して発注者側が関与してはならない部分まで発注者側で取り仕切ったりしていないか、事業者に対して提供してはならない情報を提供したりしていないかといったことについて、チェックすることが重要です。

### チェック項目（一例）

- 上司や前任者から、業者ごとの年間受注目標額を設定（割付表を作成）するよう指示された（又は、OBが割付表を持ってきて「これをお願いします」などと言われた。）。
- 上司から、特定の業者に配慮するよう指示された。
- OBが再就職した年に、当該再就職先の業者の受注量が急増している。
- OBを含む業者の担当者が、頻繁に執務室に出入りして、上司と密談している。
- 業者から金品をもらっている職員がいる。
- 業者に予定価格や計算価格等を教えている職員がいる。
- 年度末の無理な予算執行をしている。

# ① 入札談合・官製談合防止

## (3) 入札談合に関する情報に接した場合の対応要領

### ア 「談合情報等対応マニュアル」に従った対応

防衛省・自衛隊では「談合情報等対応マニュアル」が定められています。職員が入札談合等に関する情報に接したときは、放置せず、直ちに契約担当官等に報告し、契約担当官等は、このマニュアルに従った対応を確実に行う必要があります。

談合に関する情報に接した場合、放置せず直ちに契約担当官等に報告



### イ 職員全員による対応の必要性

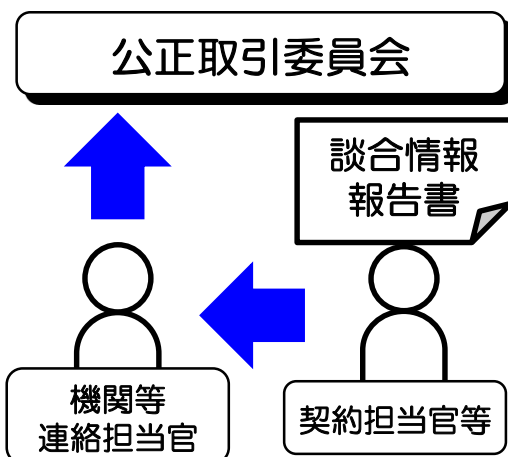
そのためにも、職員全員が「談合等に関する情報を放置しないこと」、また契約担当官等は「談合情報等対応マニュアルを理解すること」、「談合情報等対応マニュアルに従った対応を確実に行うこと」を常に意識しておくことが必要です。

詳細な対応方法については、当該マニュアル本文を御覧ください。

契約担当官等は、談合情報等対応マニュアルに従った対応を確実に実施

#### 談合情報報告書における項目

- 情報を受けた日時
- 対象入札案件名
- 入札実施（予定）日時
- 情報の提供者  
（氏名、職業、連絡先等）
- 情報の受信者
- 情報入手手段
- 情報の詳細



2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等



# ① 入札談合・官製談合防止

## (4) 入札談合防止等に関する教育等の実施義務

### ア 研修・教育に係る大臣指示等

防衛大臣指示により、各機関等においては、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ることとされています。

また、事務次官通達においても、各機関等で入札談合等関与行為を含む調達経理業務に関する違反行為等について、職員に対して必要な教育等を実施するものとされています。

### イ 研修・教育の徹底

#### (ア) 繰り返し教育等の必要性

何が違反行為なのか、どこまでが関与している職員なのかという点について、「知らなかった」、「忘れていた」、「まさか自分も対象だったとは・・・」といったことのないように、各機関等において繰り返し研修や教育等を実施する必要があります。詳しくは下記を参照してください。

#### ◎ 防衛大臣指示（防衛大臣指示第6号。21.12.21）

「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」

#### ◎ 事務次官通達（防経装第8303号。19.8.30）

「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」

#### ◎ 事務次官通達（防人計第8500号。19.8.31）

「調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について（通達）」

#### ◎ 事務次官通達（防経装第6186号。23.5.17）

「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」

# ① 入札談合・官製談合防止

## (イ) 教育の対象者

調達等関係業務に従事している職員及び当該職員になることが見込まれる職員を教育の対象者とする必要があります。

ここで調達等関係業務に従事している職員とは、※1に掲げる調達等関係業務を恒常的又は継続的に行っている職員だけではなく、研究開発(※2)、機種選定等(※3)の業務を行う職員も含まれます。※4に掲げる全ての調達等関係職員ではありません。もちろん、事務官等と自衛官との区別はありません。

### 【調達等関係業務】

調達等関係業務	(※1)	ア 調達要求書の作成(当該調達要求のための仕様書の作成を含む。) イ 業者の資格審査及び登録 ウ 予定価格の作成 エ 原価監査 オ 契約相手方の選定及び契約の締結 カ 監督及び検査 キ 代金の支払 ク アからキまでに掲げる業務に関係する資料の作成(当該資料の合議及び決裁を含む。)並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集
	研究開発業務(※2)	ア 装備品等研究開発見積依頼及び装備品等研究開発見積りの作成 イ 装備品等研究開発要求の作成 ウ 実施計画の作成 エ 概算要求に係る資料の作成 オ 仕様書の作成 カ 事業者等に対し、性能、所要経費、後方支援等に関する内容を含めた提案書の提出を求める文書の作成 キ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施 ク アからキまでに掲げる業務に関係する資料の作成(当該資料の合議及び決裁を含む。)並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集 「研究開発」とは、装備品等の研究開発に係る業務を言います。
	機種選定等業務(※3)	ア 運用要求書の作成 イ 要求性能書の作成 ウ 仕様書の作成 エ 提案要求書の作成 オ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施 カ アからオまでに掲げる業務に関係する資料の作成(当該資料の合議及び決裁を含む。)並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集 「機種選定等」とは、新たに取得しようとする装備品等の機種選定又は評価基準に基づく契約相手方等の選定に係る業務を言います。

◎ 調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について(通達)(防経装第8303号。19.8.30)から抜粋

※4 調達等関係職員は、調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について(通達)(防人1第262号。14.1.17)に記載されている以下の業務も含まれます。

ク 調達等関係書類の保安全管理

ケ 補給、整備、調達、技術を所掌する部課等の業務でア～キに密接に関係する業務

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

# ① 入札談合・官製談合防止

## ウ 入札談合等関与行為に巻き込まれないために

調達等関係業務に従事している職員は、本人の意思に関わらず、入札談合等関与行為に巻き込まれるリスクが多分にあります。

このため、管理者は、管理者本人もそうですが、自分の部下を守るためにも、該当する職員をもれなく把握し、調達等関係業務に従事している職員であるという自覚を促すとともに、繰り返し研修や教育を確実に受けさせることにより意識改革を促し、入札談合等関与行為に関するリスク及び注意事項について理解させる必要があります。

“知らなかった” “巻き込まれた” ということがないように  
→ 参照「3（5）退職者を含む業界関係者等と接触する場合の対応要領（40ページ）」

## エ 調達の公正性をゆがめかねないために（ゼロ調整防止）

年度末に残予算の執行を過度に追求しようとする、契約を通じて特定の業者との関係が生じる場合が予想され、それが談合の温床ともなり得るため、厳に慎む必要があります。（例えば、年度内に納品等させるため、特定の業者（無理を承諾する）に落札するような行為を行う。）

このため、調達に当たっては、調達等関係職員が規則に基づき適正に契約業務を行うとともに、要求元職員についても、五月雨式に調達要求をすることなく、定められた期日までに調達要求をすることが必要です。

# ① 入札談合・官製談合防止

## (5) 退職者を含む業界関係者等と接触する場合の対応要領

調達等関係業務に従事している職員（38ページ参照）が退職者を含む業界関係者等と接触する場合の対応要領は、事務次官通達及び防衛装備庁長官通知に定められています。

その主な事例は下記のとおりですが、詳細については通達や通知を参照してください。

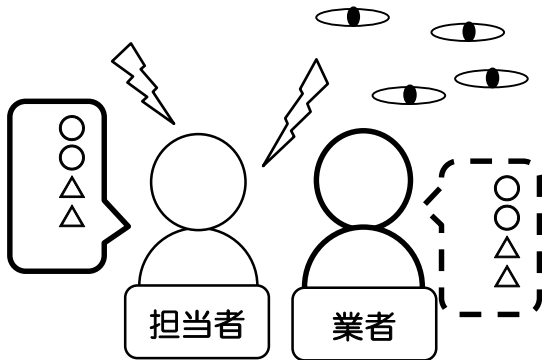
### ◎ 事務次官通達（防経装第8303号。19.8.30）

「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」

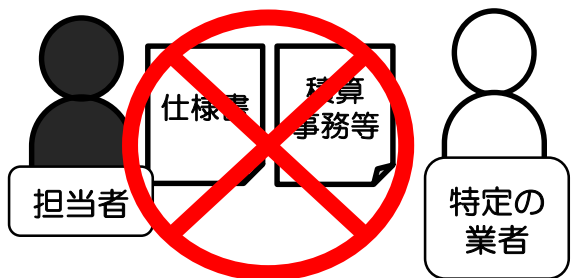
### ◎ 防衛装備庁長官通知（装管調第89号。27.10.1）

「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）」

#### 接触時は、情報漏洩等に留意

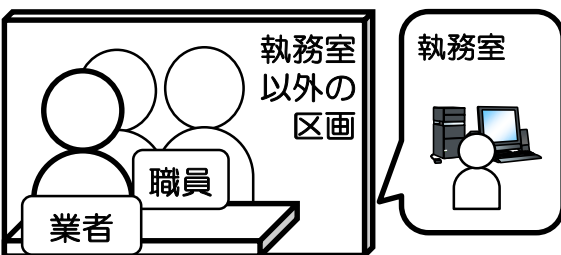


#### 特定の業者との接触について



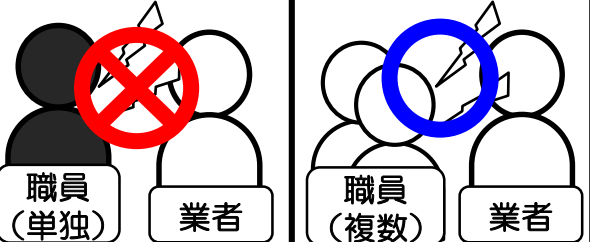
不適切な意思をもって、特定の業者と接触

#### 接触場所の制限



やむを得ず執務室で接触する必要がある場合は、パーティションで暫定的に区画する等の適切な情報保全措置が施された場所

#### 接触の方法及び「働きかけ」対応



- 原則として複数の職員で対応（退職者の場合は、複数の職員のうち少なくとも1名は、部員以上の職員、幹部自衛官又は幹部自衛官相当の事務官等とする）
- 退職者との接触に当たっては、他の業界関係者等との公平性に留意

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等